

前回の議論の整理

これまでの開催実績

第1回

(平成29年12月18日)

○ これまでの活動状況と課題

第2回

(平成30年2月19日)

○ 今後の活動のあり方

→これまでの活動の成果・効果や提言以降の社会動向を踏まえた今後の活動のあり方

○ 今後の枠組みのあり方

→パートナーシップの構成団体や地方ブロック協議会の活動状況を踏まえた今後の枠組みのあり方

第3回

(平成30年5月10日)

○ 発展に向けた取り組み

→様々な取り組みの内、特に検討が必要な3つの取り組み。

- ①認知度向上の取り組み
- ②登録内容の再確認の取り組み
- ③表彰制度の取り組み

○ 提言(骨子案)の内容

第4回

(平成30年7月23日)

○ 提言(案)の内容

①認知度向上の取り組み

これまでの活動（案内看板等設置の現状）

- 風景街道のロゴマークや、ルート名称の案内看板等を設置しているルートが存在しているが、看板等のデザインや表示方法等は統一されていない。

四国地方幹線道路協議会道路管理部会標識分科会香川県ブロック部会で調整のうえ道路管理者が設置（5箇所）



（国土交通省設置）



（高松市設置）

むれ源平石あかりロード

ルート名の周知を目的に長崎県が設置（44箇所）



ながさきサンセットロード

道の駅入り口へのルートサインの設置や既設案内標識への添架を道路管理者が実施（8箇所）



● 風景街道の案内看板設置位置



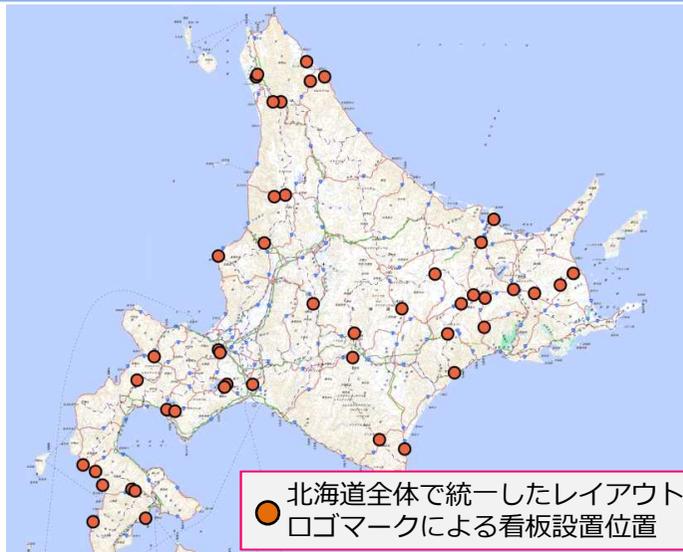
人間文化の原風景
～ご縁をつなぐ神仏の通ひ路～

①認知度向上の取り組み

これまでの活動（案内看板等設置の現状）

- 北海道では、シーニックバイウェイ北海道の認知度向上を目的として、ルートエリア内において、北海道全体で統一したレイアウト、ロゴマークによる看板を設置している。

（北海道 計50枚） ※法定外看板による試行的な取り組み。



北海道全体で統一したレイアウト、
● ロゴマークによる看板設置位置



①認知度向上の取り組み

これまでの活動（案内看板等設置の現状）

- ・ 各地方協議会において独自の案内看板等を設置しているが、全国統一のルールは定められていない。
- ・ 活動団体等からは、行政による標識等への積極的な表示が求められている。

日本風景街道の実現に向けて 提言（H19.4） 日本風景街道戦略会議

（重点的な広報等の支援）

（前略）国において、広報等の支援以外に、法的な枠組みの検討など、評価された「風景街道」に対し全国的な観点からの行政の支援も検討していく必要がある。

具体的な重点的な広報等の支援メニューとしては、以下のものが考えられる。

- ①全国・海外への広報・PR
- ②ロゴの使用（ロゴを使った標識や看板等の設置）
- ③商品企画・販売

質の高い日本風景街道に着手するために 提言（H29.4）

日本風景街道自治体連絡会、NPO法人日本風景街道コミュニティ

2. 日本風景街道の制度と活動について

- ◆日本風景街道の認知度を高めるため、道路上の表示、カーナビへの掲載方法など、日本風景街道の見える化を図る。

平成28年度風景街道パートナーシップアンケート結果

- 標識に表記できるようにしていただけるとありがたい。青の標識の中に、ロゴマークが入るようになればよい。他

①認知度向上の取り組み

これまでの活動（ウェブサイトやSNS等による情報発信の現状）

- ・ 地方協議会やパートナーシップにおいて、独自に作成したウェブサイトが情報発信の中心である。
- ・ 発信する情報の量や質、更新頻度にバラつきがあり、SNSを活用した事例は少ない。
- ・ 例えば、「日本遺産」や「日本で最も美しい村」は、観光推進やブランド化等に配慮した美しい風景写真を多用した全国横断的な情報ポータルサイトを設置している。

<九州風景街道推進会議によるウェブサイトやSNSを活用した情報発信>



<情報ポータルサイト参考事例:日本遺産(文化庁)>



<情報ポータルサイト参考事例:日本で最も美しい村 (NPO法人「日本で最も美しい村」連合)>



facebook

国土交通省 九州地方整備局
2017年10月30日

【九州風景街道ルート意見交換会開催！】
10月16～17日に九州風景街道ルート意見交換会を「九州横断の道 阿蘇くまもと路」でルート活動の共有や活性化を目的に開催しました。
九州風景街道は今年10周年となり、人を呼ぶためのモデルツアーの開催と10周年記念植樹を同時に行いました。... もっと見る



⇒九州地方整備局のfacebookを活用し、推進会議の取り組みや各ルートの取り組みをタイムリーに情報発信

① 認知度向上の取り組み

これまでの「日本風景街道」有識者懇談会 における主なご意見

- ・ 日本風景街道は知名度がまだまだ低い。ブランド化の推進が必要。
- ・ 道の駅のように風景街道についても、道路標識や案内看板を主たる道路の入り口等につけてもらいたい。
- ・ 高速道路から降りて風景街道に来てもらうため、高速道路での案内も必要。
- ・ ルートが蜂の巣状の場合もあり、標識等を設置する場合、ルートを明確にする必要がある。
- ・ 認知度向上のためにロゴ入り看板を安易に増やすのは、景観上よくない。
- ・ 他の関連施策との一体的な表示、ロゴの使い方、活動の濃淡への考慮等、標識等の設置については、慎重に検討していくべき。
- ・ ルートにおいてどこがメインなのか、見える化が図られていないことが課題。
- ・ 141ものルートが指定されているため、道の駅のようなカテゴライズを行うべき。
- ・ SNS等でもっと風景街道を発信していく試みが重要。

取り組みの方向性

○案内看板等の検討について

- ① 地方協議会が案内看板等の設置の必要性等について、パートナーシップと議論。
- ② 設置が必要な場合、地方協議会が設置にあたってのルール等について、パートナーシップと議論。
- ③ 国土交通省が地方協議会からの意見を集約し、案内看板等のあり方を検討。

○情報の発信・共有について

- ① 国土交通省が全国横断的な情報ポータルサイトの設置を検討。
- ② 地方協議会やパートナーシップが情報ポータルサイトでの発信内容を検討。

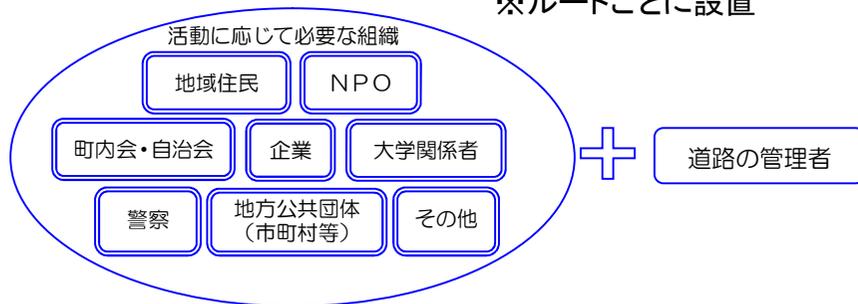
②登録内容の再確認の取り組み

これまでの活動（現在の登録スキーム）

- ・登録ルートでの活動状況等について、定期的な確認が十分ではない。
- ・社会情勢が変化の中で、パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、定期的な確認がなされていない。

風景街道パートナーシップ

※ルートごとに設置



【風景街道パートナーシップ】

- ・各風景街道で活動する活動主体を指し、風景街道を登録申請する際には、必ず組織されていなくてはならない。
- ・地域の活性化や観光振興等の日本風景街道の目的に合致する活動を行う上で必要な道路管理者と地域住民、NPO法人、民間企業等により構成されている必要がある。

【登録条件】

「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」
(平成19年7月6日付道路局長通達)

(2) 登録条件について

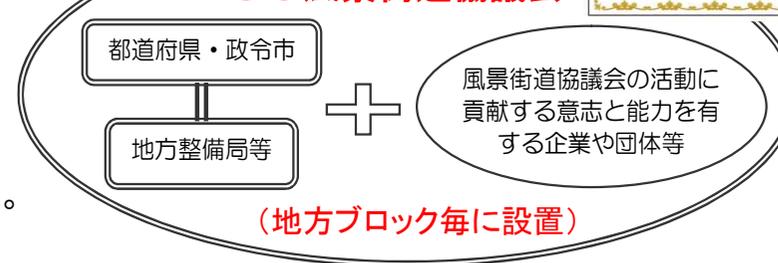
- ①「風景街道パートナーシップ」が組織されていること。
- ②景観、自然、歴史、文化、体験・交流又は施設・情報の地域資源を1つ以上有していること。
- ③日本風景街道の理念に賛同し、それに合致した活動を継続的に実施していること。
- ④申請された日本風景街道に「中心となる道路」が存在していること。

登録申請
(随時受付)

登録条件を
確認し登録



〇〇風景街道協議会



②登録内容の再確認の取り組み

これまでの活動（現在の登録スキーム）

【登録申請事項】 ※右記登録申請書より

- ・風景街道の名称
- ・中心となる道路の名称及び道路管理者
- ・風景街道の範囲
- ・風景街道内の地域資源
- ・風景街道パートナーシップの名称
- ・代表者氏名、所属組織名、連絡先
- ・事務局担当者名、所在地、連絡先
- ・風景街道パートナーシップを構成する組織
(道路管理者/道路管理者以外)
- ・活動目的及び活動内容

【登録後について】

「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」
(平成19年7月6日付道路局長通達)

3. 日本風景街道にかかる登録について

(3) 登録内容の変更について

「風景街道パートナーシップ」は、登録された「風景街道」の登録申請の内容に変更があったときは、「風景街道地方協議会」に届け出るものとする。

(4) 登録の取り消しについて

「風景街道地方協議会」は、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知し、その後も満たされない場合には、登録を取り消すことができる。

(別表1)

登録申請書・登録事項等変更届

平成 年 月 日

風景街道地方協議会 会長殿

申請者名：(風景街道パートナーシップの代表者名)

下記のとおり「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」に基づき関係資料を添えて 登録を申請・変更の届出 をします。

登録番号 ^{※1}	一第	号	登録年月日	年	月	日
風景街道の名称						
中心となる道路の名称及び道路管理者	名称	【		】		
	道路管理者	【		】		
風景街道の範囲 ^{※2}						
風景街道内の地域資源						
風景街道パートナーシップの名称						
代表者氏名						
代表者所属組織名	所属組織名	【		】		
	部署名	【		】		
代表者連絡先	TEL :					
	FAX :					
	E-mail :					
事務局担当者名						
事務局の所在地						
事務局連絡先	TEL :					
	FAX :					
	E-mail :					
風景街道パートナーシップを構成する組織 ^{※3}	【道路管理者以外の組織及び個人】			【道路管理者】		
活動目的及び活動内容						

※1 この欄には、登録申請書の場合には記入しないこと。

※2 この欄に関連して、図面を添付すること。

※3 この欄には構成する組織名及び担当部署、代表者名を記入すること。

②登録内容の再確認の取り組み

これまでの「日本風景街道」有識者懇談会
における主なご意見

- ・ 戦略会議の提言にも登録だけでなく評価を進めるとしたが、評価制度は導入されていない。
- ・ 風景街道の評価については、支援するための評価であり、切り捨てるための評価ではないものにすべき。
- ・ 風景街道の構成団体は活動の幅が広いことが強みでもある。活動のあり方を考えるときには、活動内容などを具体的に決めすぎるのもよくない気がする。
- ・ 重要なのは、構成団体が自分たちの風景街道のコンセプトを決めることである。
- ・ 再確認は関係自治体も巻き込んで実施すべき。
- ・ 風景街道活動とは何か、何をすべきかを議論すべき。観光誘致だけを目的として風景街道活動をしているわけではなく、自分のふるさとを維持、活性化するための活動でもある。
- ・ パートナーシップの役割分担を確認し、前向きに活動するきっかけとなると良い。
- ・ 10年間で地域資源が変わっているし、インバウンドの観点から新たな地域資源の発見もある。

取り組みの方向性

○登録内容の再確認について

①地方協議会が登録済みの日本風景街道について、登録内容の再確認を実施。

【再確認時の留意事項】

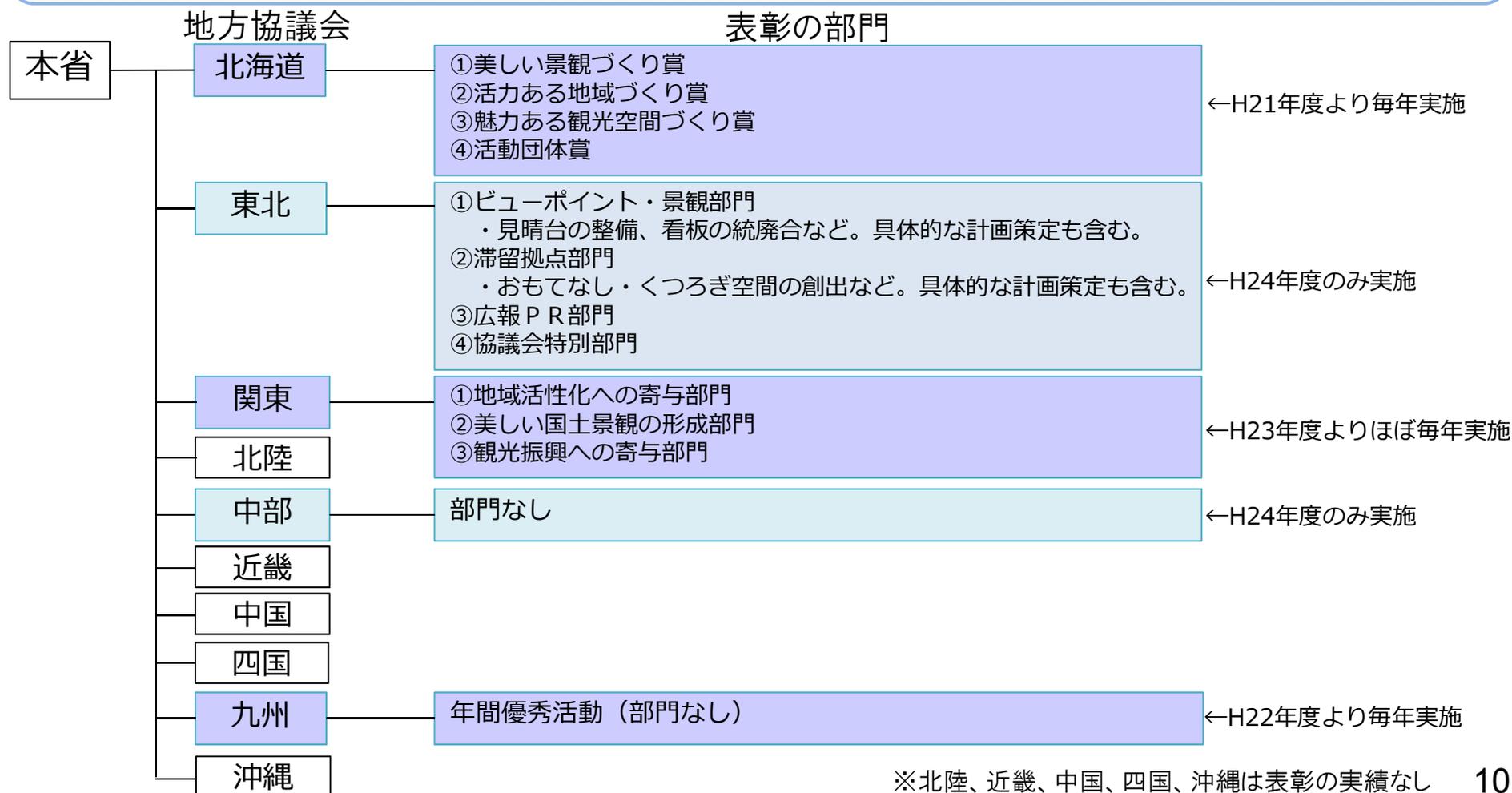
- ・ 中心となる道路（起終点等）や道路管理者、風景街道の範囲の明確化
- ・ 活動コンセプトや活動内容、地域資源の再確認
- ・ パートナーシップを構成する組織とそれぞれの役割の明確化

②再確認の際は、地方協議会や関係自治体がパートナーシップに対して助言等を実施。

③表彰制度の取り組み

これまでの活動（表彰制度の現状）

- ・ 表彰については、継続的に実施している地方協議会、一度実施して中断している地方協議会、実施していない地方協議会がある。
- ・ 表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上やマスコミに取り上げられることによる認知度の向上に寄与。



※北陸、近畿、中国、四国、沖縄は表彰の実績なし

③表彰制度の取り組み

これまでの活動（表彰制度の現状）

▼継続している表彰制度の概要（北海道・関東・九州の例）

実施主体	制度の目的	応募条件	評価項・視点	評価方法
シーニックバイウェイ北海道推進協議会	シーニックバイウェイ北海道の推進に向けて、 他の模範となるルート活動の積極的な創出、啓発・普及 を目的	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体賞 ⇒指定ルートおよび候補ルート ●部門賞、最優秀賞 ⇒指定ルートのみ <p>・いずれも様式記入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体賞（1件） ●部門賞（3件） <ol style="list-style-type: none"> ①美しい景観づくり賞 ②活力ある地域づくり賞 ③魅力ある観光空間づくり賞 ●最優秀賞（1件） <p><視点> 地域の資源を発見・活用し、有形・無形の「新しい価値」を生み出しているか否かに評価の軸を置くと共に、以下の点に留意し評価 ○持続性 ○浸透性 ○拡張性 ○連携性 ○先進性 ○効果性 ○人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体賞 ⇒各ルートが、持ち点10点を自ルート以外に自由配点 ⇒推進協議会にて確定 ・部門賞、最優秀賞 ⇒ルート審査委員会にて委員が持ち点10点を自由配点 ⇒推進協議会にて確定
風景街道関東地方協議会	登録ルートにおける年間活動の中で、創意工夫のもと 地域の魅力を発展 させ、その活動を 他のルートの更なる活動推進に繋げる ことを目的	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体が対象年度に実施した活動の中から「応募用紙（代表活動シート）」に記入し、応募。 ●1の団体から複数部門への応募も可。 	<ol style="list-style-type: none"> ①地域活性化への寄与部門 <ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流の拡大 ・埋もれた魅力を発掘 ②美しい国土景観の形成部門 <ul style="list-style-type: none"> ・花など植物による演出 ・統一感のある町並みのための工夫 ・規制・規則との共存 ③観光振興への寄与部門 <ul style="list-style-type: none"> ・観光客増加 ・売上げ向上 ・参加者（団体）や出店数増加 ・新たな付加価値 <p>・活動を継承・活性化など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員（審査者）により評価項目ごとに採点。委員会（審査者で構成）での議論を経て、表彰案件を選定。 ・風景街道関東地方協議会にて確定。
九州風景街道推進会議	登録ルートにおける年間の取り組みのうち、 地域の魅力を発掘、維持・発展 させるとともに、 他地域の人々へ魅力を提供 する内容となり、その取り組みが当該ルートばかりでなく、 他ルートの更なる取り組みを促す ことを目的	<ul style="list-style-type: none"> ●登録ルートから提出された「日本風景街道九州14ルート年間代表取り組み」を基に、選定するための評価項目等により選定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部門等は設定していない。 ・視点は以下の5点。 <ol style="list-style-type: none"> ①地域の魅力を発掘、維持、発展させる取り組み ②他地域の人々へ魅力を提供する取り組み ③今後も継続していくことが確実視できる取り組み ④他地域の人々の来訪心をそそる取り組み ⑤他のルートの先進事例となる取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・九州風景街道基本問題小委員会は、評価項目等により、登録ルートの当該年度取り組み内容を評価。最も有用なルートにおける取り組みを3件程度選定。 ・結果については九州風景街道推進会議に諮り承認を得て確定。

③表彰制度の取り組み

これまでの「日本風景街道」有識者懇談会
における主なご意見

- ・ 構成団体の活動のためのエネルギーを持ってもらう
方策を考える必要がある。
- ・ 表彰制度などがブランド向上に必要ではないか。
- ・ 関係者だけで決めるのではなく、利用者がインスタ
を活用して投票したり、道の駅に投票箱を設置する
手法も考えられる。
- ・ 現在実施していない地方協議会に対しては、先行事
例の表彰手法を共有するなど実施に向けた働きかけ
をすべき。
- ・ 全国規模の表彰制度は早い段階で取り組んでもら
いたい。

取り組みの方向性

○表彰制度の導入について

- ①既に表彰制度を運用中の地方協議会は、制度を継
続。
- ②表彰制度を実施していない地方協議会は、先行事
例を参考に、各地域に応じた表彰制度を導入。
- ③各ルートの活動状況や各地方協議会における表彰
制度の定着状況を踏まえ、将来的には、国土交通
省が全国規模の表彰制度の導入を検討。

提言(骨子案)に対する意見への反映状況

第3回懇談会

提言(骨子案)	委員からの主なご意見	提言(案)への反映状況
<p>I. これまでの取り組みと課題</p> <p>平成19年9月からのルート登録開始以降の取り組みと課題を記述</p> <p>II. 発展に向けた取り組みの方向性</p> <p>1. 活動の活性化</p> <p>①民間と行政の連携によるルートの景観整備・保全の推進</p> <p>②活動が活発な優れたルートでの標識等の設置</p> <p>③情報ポータルサイトやSNSによる情報発信・共有</p> <p>2. 交流連携の促進</p> <p>①道の駅との連携</p> <p>②同種活動との連携</p> <p>③観光施策や関連他省庁施策との連携</p> <p>④国道事務所、自治体、活動団体同士の交流促進</p> <p>3. 活動環境の整備</p> <p>①表彰制度の導入</p> <p>②登録内容の再確認</p> <p>③道路協力団体制度の活用</p> <p>④支援体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路と並行する道路のゆったりと楽しめる構造への変更も念頭に置くべき。 ・ 鉄道がない過疎地域に観光として人を呼び込むために、道路が果たす役割は大変重要。 ・ サイクルツーリズムに寄与する自転車通行帯の設置が必要。 ・ とるば等のビューポイントを整備すべき。 ・ 外から見て何が魅力であるかの景観診断を導入すべき。 ・ 高速道路から降りて風景街道にきてもらうための高速道路での案内が必要。 ・ 知られていないことを前提に、ルート毎に風景街道としてどこが美しいのかをはっきりさせるべき。 ・ 「風景街道」というワードをテレビなどのマスコミに伝えてもらうと効果的。 ・ 道の駅立ち寄りの際、風景街道を案内できるとよい。 ・ 地域に精通した案内ができる「道の語り部」などの人材育成が必要。 ・ ジオパーク、世界遺産などとリンクして、観光・地域活性化を打ち出したらどうか。 ・ 食文化や生活文化との連携が必要。 ・ 産業界との連携等の先進的な取り組みを共有できるシステムが必要。 	<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. これまでの活動成果 2. 社会動向の変化 3. 発展に向けた課題 4. 発展にむけた具体的取り組みの方向性 <p>(1) 活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①景観の整備・保全 ②案内看板等の検討 ③情報の発信・共有 <p>(2) 交流連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道の駅との連携 ②同種活動との連携 ③関連施策との連携 ④関係者の交流 <p>(3) 活動環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①表彰制度の導入 ②登録内容の再確認 ③道路協力団体制度の活用 ④支援体制の構築 <p>※赤字：取り組み名称の変更箇所 13</p>